

## 和解条項

- 1 被告は原告に対し、本件和解金として金150,000円の支払義務のあることを認める。
- 2 被告は原告に対し、本和解席上にて前項の金員を支払い、原告はこれを受領した。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 原告と被告は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。

以上